

公立大学法人大分県立看護科学大学職員の旅費に関する規程

平成18年 4月 1日
規程第 35号

(目的)

第1条 この規程は、公立大学法人大分県立看護科学大学（以下「本学」という。）の業務のために旅行する本学の職員（以下「職員」という。）並びに職員以外の者に対して支給する旅費に関する基本的な事項を定め、もって、業務の円滑な運営に資するとともに旅費の適正な支出を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 県内旅行 すべて の目的地が大分県の区域内にある旅行をいう。
- (2) 県外旅行 県内旅行以外の旅行をいう。
- (3) 出張 職員が業務のため一時本学（理事長又はその委任を受けた者（以下「旅行命令権者」という。）が認める場合には、その住所、居所その他旅行命令権者が認める場所。第8条において同じ。）を離れて旅行し、又は職員以外の者が本学の業務のため一時その住所若しくは居所を離れて旅行することをいう。
- (4) 赴任 新たに採用された職員が、その採用に伴う移転のため住所若しくは居所から勤務場所に旅行し、又は転任を命じられた職員がその転任に伴う移転のため旧勤務場所から新勤務場所に旅行することをいう。
- (5) 職務の級 公立大学法人大分県立看護科学大学職員給与規程第3条第1項に規定する別表第1、別表第2による職務の級及び別表第1、別表第2の適用を受けないものについては理事長が定めるこれに相当する職務の級をいう。
- (6) 家族 職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で職員と生計を一にするものをいう。
- (7) 遺族 職員の配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹並びに職員の死亡当時職員と生計を一にしていた他の親族をいう。
- (8) 旅行役務提供者 旅行者（旅行業法（昭和二十七年法律第二百三十九号）第六条の四第一項に規定する旅行者をいう。）その他の規程で定める者（以下この号において「旅行者等」という。）であつて、本学と旅行役務提供契約（旅行者等が本学に対して旅行に係る役務等を旅行者に提供することを約し、かつ、本学が当該旅行者等に対して当該旅行に係る旅費に相当する金額を支払うことを約する契約をいう。次条第10項において同じ。）を締結したものをいう。

2 この規程において「何々地」という場合は、市町村の存する地域（都の特別区の存する地域にあつては特別区の存する全地域）をいう。ただし、「在勤地」という場合は本学から8キロメートル以内の地域をいうものとする。

(旅費の支給)

第3条 職員が出張し、又は赴任した場合は、当該職員に対し、旅費を支給する。

2 職員又はその遺族が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該各号に掲げる者に対し旅費を支給する。

- (1) 職員が出張又は赴任のための旅行中に退職、免職又は休職（以下「退職等」という。）となつた場合（当該退職等に伴う旅行を必要としない場合を除く。） 当該職員

- (2) 職員が出張又は赴任のための旅行中に死亡した場合 当該職員の遺族
- (3) 職員が死亡した場合において、当該職員の遺族がその死亡の日の翌日から3か月以内にその居住地を出発して帰住した場合 当該遺族
- 3 職員が、前項第1号の規定に該当する場合において、拘禁刑以上の刑に処せられ、又は懲戒解雇の処分を受け、又はこれに準じる事由により退職等となった場合は、同項の規定にかかわらず同項の規定による旅費は支給しない。
- 4 職員に採用を予定されている者が、呼出に応じ出頭した場合は、その者に対し、旅費を支給する。
- 5 職員又は職員以外の者が、本学の依頼又は要求に応じ業務の遂行を補助するため証人、鑑定人、参考人、通訳等として旅行した場合は、その者に対し、旅費を支給する。
- 6 第1項、第2項、第4項及び前項の規定に該当する場合を除くほか、規程に特別の定めがある場合その他本学の経費を支弁して旅行させる必要がある場合は、旅費を支給する。
- 7 第1項、第2項及び第4項の規定により旅費の支給を受けることができる者（その者の扶養親族（職員の配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹等で主として職員の収入によって生計を維持しているものをいう。第22条及び第24条第1項において同じ。）の旅行について旅費の支給を受けることができる場合は、当該扶養親族を含む。以下同じ。）が、次条第3項の規定による旅行命令等の変更（取り消しを含む。同項及び同条第4項並びに第5条において同じ。）を受け、もしくは死亡した場合又は旅行命令権者がやむを得ない事情があると認める場合には、当該旅行のために既に支出した金額のうち、その者の損失となる金額又は支出を要する金額を旅費として支給することができる。
- 8 第1項、第2項及び第4項から第6項までの規定により旅費の支給を受けることができる者が、旅行中天災その他本人に帰すべきでないと理事長が認める事情により、概算払を受けた旅費額（概算払を受けなかった場合は、概算払を受けることができた旅費額に相当する金額）の全部又は一部を喪失したときは、その喪失した旅費額をその範囲内で旅費として支給することができる。
- 9 前項の規定により支給する旅費の額は、次の各号に掲げる額とする。ただし、その額は現に喪失した旅費で証明できる額を超えることはできない。
- (1) 現に所持している旅費額（輸送機関を利用するための乗車券、乗船券等の切符類で当該旅行について購入したもの（以下「切符類」という。）を含む。以下同じ。）の全部を喪失した場合は、その喪失した時以後の旅行を完了するため、条例の規定により支給することができる額
- (2) 現に所持していた旅費額の一部を喪失した場合は、前号に規定する額から喪失を免かれた旅費額（切符類については購入金額のうち未使用部分に相当する金額）を差引いた額
- 10 第1項、第2項及び第4項から第7項までに規定する場合において、本学が旅行役務提供契約に基づき旅行役務提供者に支払うべき金額があるときは、これらの項に規定する者に対する旅費の支給に代えて、当該旅行役務提供者に対し、当該金額を旅費に相当するものとして支払うことができる。

(旅行命令等)

第4条 次の各号に掲げる旅行は、当該各号に掲げる区分により、旅行命令権者の発する旅行命令又は旅行依頼（以下この条及び次条において「旅行命令等」という。）によって行われなければならない。

(1) 前条第1項の規定に該当する旅行 旅行命令

(2) 前条第4項又は第5項の規定に該当する旅行 旅行依頼

2 旅行命令等は、電信、電話、郵便等の通信による連絡手段によって、業務の円滑な遂行を図ることができない場合に限り発するものとする。

- 3 旅行命令権者は、既に発した旅行命令等の変更をする必要があると認める場合で、前項の規定に該当する場合には、自ら又は次条第1項若しくは第2項の規定による旅行者の申請に基づき、その変更をすることができる。
- 4 旅行命令権者は、旅行命令等を発し、又はその変更をするには、旅行命令簿又は旅行依頼簿（以下「旅行命令簿等」という。）に記載して通知するものとする。
- 5 旅行命令を受けて旅行した職員は、用務のてん末について旅行命令権者に報告しなければならない。
- 6 旅行命令簿等の記載事項、様式及び取扱いは理事長が別に定める。

（旅行命令等に従わない旅行）

第5条 旅行者は、業務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により、旅行命令等に従って旅行することができない場合に、あらかじめ旅行命令等の変更を申請しなければならない。

- 2 旅行者は、前項の規定による旅行命令等の変更の申請をするいとまがない場合は、旅行命令等に従わないで旅行した後、できるだけ速やかに旅行命令等の変更の申請をしなければならない。
- 3 旅行者は、前2項の規定により旅行命令等の変更を申請する場合は、その変更の必要を証明するに足る書類を提出しなければならない。
- 4 旅行者が第1項及び第2項の規定による旅行命令等の変更の申請をせず、又は申請したがその変更が認められなかった場合において、旅行命令等に従わないで旅行したときは、当該旅行者は、旅行命令等に従った旅行に対する旅費のみの支給を受けることができる。

（旅費の種類）

第6条 旅費の種目は、鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当、旅行雑費、転居費、着後滞在費及び家族等移転費とする。

（旅費の計算）

第7条 旅費は、旅行に要する実費を弁償するためのものとして前条に規定する種目及び第14条から第28条に規定する内容に基づき、最も経済的な通常の経路及び方法によって旅行した場合の旅費により計算する。ただし、業務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により、最も経済的な通常の経路又は方法により旅行し難い場合は、その現によった経路及び方法によって計算する。

第8条 本学又は旅行地（以下この条において「本学等」という。）以外の地を出発地として旅行する場合における旅費の支給額は、本学等以外の地から目的地に至る旅費の額と本学等から目的地に至る旅費の額を比較し、いずれか少ない額とする。

第9条 1日の旅行において、旅行雑費（家族等移転費のうちこれに相当する部分を含む。以下この条において同じ。）について定額を異にする事由が生じた場合は、額の多い方の定額による旅行雑費を支給する。

第10条 旅行中における年度の経過、職務の級の変更等のため、鉄道賃、船賃、航空賃及びその他の交通費（家族等移転費のうちこれらに相当する部分を含む。）を区分して計算する必要がある場合は、最初の目的地に到着するまでの分及びそれ以後の分に区分して計算する。

（路程の計算）

第11条 旅費の計算上必要な路程の計算は、次の各号の区分に従い、当該各号に掲げるものに

で支給を受けた金額の方が精算した金額より多いときは、直ちに返納しなければならない。

(採用予定者の旅費)

第13条 第3条第4項の規定により支給する旅費は、赴任の例に準じて計算した旅費とする。

(鉄道賃)

第14条 鉄道賃は、鉄道（鉄道事業法（昭和61年法律第92号）第2条第1項に規定する鉄道事業の用に供する鉄道及び軌道法（大正10年法律第76号）第1条第1項に規定する軌道並びにこれらに類するものをいう。次項及び第17条第1項において同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号から第5号までに掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであつて、業務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

- (1) 運賃
- (2) 急行料金
- (3) 寝台料金
- (4) 座席指定料金
- (5) 前各号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された鉄道により移動する場合には、最下級の運賃の額とする。

(船賃)

第15条 船賃は、船舶（海上運送法（昭和24年法律第187号）第2条第2項に規定する船舶運航事業の用に供する船舶及びこれに類するものをいう。次項及び第17条第1項において同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号から第4号までに掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであつて、業務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

- (1) 運賃
- (2) 寝台料金
- (3) 座席指定料金
- (4) 前各号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された船舶により移動する場合には、最下級（等級が三以上に区分された船舶により移動する場合には、最上級の直近下位の級）の運賃の額とする。

(航空賃)

第16条 航空賃は、航空機（航空法（昭和27年法律第231号）第2条第18項に規定する航空運送事業の用に供する航空機及びこれに類するものをいう。次項及び次条第1項において同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号及び第3号に掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであつて、業務のために特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

- (1) 運賃
- (2) 座席指定料金
- (3) 前2号に掲げる費用に付随する費用

- 2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された航空機により移動する場合には、最下級の運賃の額とする。

(その他の交通費)

第17条 その他の交通費は、鉄道、船舶及び航空機以外を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第3号から第5号までに掲げる費用は、業務のために特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

(1) 自家用車を利用する移動に要する費用

(2) 道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業（路線を定めて定期に運行する自動車により乗合旅客の運送を行うものに限る。）の用に供する自動車を利用する移動に要する運賃

(3) 道路運送法第3条第1号ハに掲げる一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する自動車その他の旅客を運送する交通手段（前号に規定する自動車を除く。）を利用する移動に要する運賃

(4) 前2号に掲げる運賃以外の費用であつて、道路運送法第80条第1項の許可を受けて業として有償で貸し渡す自家用自動車の賃料その他の移動に直接要する費用

(5) 前各号に掲げる費用に付随する費用

- 2 前項第1号に掲げる費用の額は、1キロメートルにつき25円とする。

3 職員が旅行命令権者の承認を受けて自家用車（理事長が定める基準に基づいて登録を受けた自家用車に限る。以下同じ。）を使用した旅行（以下「自家用車による旅行」という。）をする場合は、前項の規定にかかわらず、当該自家用車を使用した全路程を通算してその他の交通費を支給する。ただし、第10条の規定により区分計算をする場合は、その区分された路程ごとに通算して計算する。

4 職員が旅行命令権者の承認を受けて自家用車に同乗して旅行する場合は、その他の交通費は支給しない。

5 その他の交通費の計算をする際に用いる路程に1キロメートル未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。

(宿泊費)

第18条 宿泊費は、旅行中の宿泊に要する費用とし、その額は、地域の実情等を勘案し、別に定める額（次条において「宿泊費基準額」という。）とする。ただし、旅行命令権者が当該宿泊に係る特別な事情があると認める場合には、当該宿泊に要する費用の額とする。

2 職員の自宅又は配偶者宅に宿泊した場合は、宿泊費は支給しない。

(包括宿泊費)

第19条 包括宿泊費は、移動及び宿泊に対する一体の対価として支払われる費用とし、その額は、当該移動に係る第14条から第17条までの規定による交通費（第24条第1項第1号において「交通費」という。）の額及び当該宿泊に係る宿泊費基準額の合計額とする。

(宿泊手当)

第20条 宿泊手当は、宿泊を伴う旅行に必要な諸雑費に充てるための費用とし、その額は、1夜当たり2,400円とする。

2 前項の規定にかかわらず、別に定める場合には、宿泊手当の額は、同項に規定する額を超えない範囲内で別に定める一夜当たりの定額とする。

(旅行雑費)

第21条 旅行雑費の額は、次に掲げる額による。

- (1) 県内旅行で、一般乗合用バス、鉄道、航空機及び船舶（以下「公共交通機関」という。）を利用しない場合 1日につき200円
- (2) 県内旅行で公共交通機関を利用する場合 1日につき200円
- (3) 県外旅行で公共交通機関を利用しない場合 1日につき200円
- (4) 県外旅行で公共交通機関を利用する場合 1日につき800円

2 在勤地内における旅行については、前項第1号又は第2号の規定にかかわらず、旅行雑費は支給しない。

3 第1項において、1日に2回以上旅行した場合であっても、1日に支給する額は、第1項各号の定額を限度とする。ただし、定額の異なる旅行を行った場合は、そのうち最も高額な定額とする。

4 第1項第4号の県外旅行で、業務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により、次の各号のいずれかに該当すると旅行命令権者が認めるものの出発又は帰着当日の旅行雑費の額は、第1項第4号の規定にかかわらず、当該各号に規定する額による。

- (1) 午前7時以前に出発する場合 第1項第4号に規定する旅行雑費の定額に1,200円を加算した額
- (2) 午後8時以後に帰着する場合 第1項第4号に規定する旅行雑費の定額に1,200円を加算した額
- (3) 旅行が1日限りで、前2号のいずれにも該当する場合 第1項第4号に規定する旅行雑費の定額に2,400円を加算した額

(転居費)

第22条 転居費は、赴任に伴う転居に要する費用（第24条第1項各号に規定する場合の家族又は扶養親族の転居に要する費用を含む。）とし、その額は、転居の実態を勘案して別に定める方法により算定される額とする。

(着後滞在費)

第23条 着後滞在費は、赴任に伴う転居に必要な滞在に係る費用とし、その額は、5夜分を限度として、現に宿泊した夜数に係る宿泊費、宿泊手当及び旅行雑費の合計額に相当する額とする。ただし、業務上の必要その他やむを得ない事情により五夜を超える宿泊を要する場合には、別に定める方法により算定した額とする。

2 職員は、着後滞在費を請求する場合は、領収証等有料宿泊施設に宿泊したことを証する書類を添付しなければならない。

(家族等移転費)

第24条 家族等移転費は、赴任に伴う家族又は扶養親族の移転に要する費用とし、その額は、次に掲げる額とする。

- (1) 赴任の際家族（赴任を命ぜられた日において同居している者に限る。以下この号において同じ。）又は扶養親族（家族を除く。）（以下「家族等」という。）を職員の新居住地に移転する場合には、家族等一人ごとに、職員がその移転をするものとして算定した交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当、旅行雑費及び着後滞在費の合計額に相当する額
- (2) 前号に規定する場合に該当せず、かつ、赴任を命ぜられた日の翌日から1年以内に家族等を職員の居住地（赴任後家族等を移転するまでの間に更に赴任があつた場合には、当該赴

任後における職員の新居住地)に移転する場合には、同号の規定に準じて算定した額

- 2 職員が赴任を命ぜられた日において胎児であつた子を移転する場合においては、家族等移転費の額の計算については、その子を赴任を命ぜられた日における家族等とみなして、前項の規定を適用する。
- 3 旅行命令権者は、業務上の必要又は天災その他やむを得ない事情がある場合には、第1項第2号に規定する期間を延長することができる。

(近距離の転居に係る転居費等の制限)

第25条 同一市町村内における勤務場所の変更に伴う旅行については、職員住宅への入居又は退去を命ぜられて赴任する場合を除くほか、転居費、着後滞在費及び家族等移転費は支給しない。

(県外の同一地域内旅行の旅費)

第26条 県外の同一地域(第2条第2項に規定する地域区分による地域をいう。)内における旅行については、鉄道賃、船賃、その他の交通費、転居費、着後滞在費及び家族等移転費は支給しない。ただし、業務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により特に多額の鉄道賃、船賃又はその他の交通費を要する場合で、その実費額が当該旅行において支給される旅行雑費の定額に相当する額を超えるときは、その超える部分の金額に相当する額の鉄道賃、船賃又はその他の交通費を支給する。

(退職等の旅費)

第27条 第3条第2項第1号の規定により支給する旅費は、退職等の日の翌日から3月以内における当該退職等に伴う旅行について、次に掲げるものとする。

(1) 職員が出張中に退職等となつた場合には、出張の例に準じ、退職等となる前の職務の級の者として退職等の日にいた地から旧在勤地に旅行するものとして計算した旅費

(2) 職員が赴任中に退職等となつた場合には、赴任の例に準じ、退職等となる前の職務の級の者として退職等の日にいた地から新在勤地に旅行するものとして計算した旅費

- 2 前項の場合において、退職等となつた職員が家族等を移転するときは、同項に規定する旅費に、転居費のうち家族等の転居に要する費用及び家族等移転費に相当するものを加えるものとする。
- 3 旅行命令権者は、天災その他やむを得ない事情がある場合には、第1項に規定する期間を延長することができる。

(遺族の旅費)

第28条 第3条第2項第2号又は第3号の規定により支給する旅費は、出張又は赴任の例に準じて別に定めるものとする。

(外国旅行の旅費)

第29条 職員が外国を旅行した場合の旅費については、国家公務員の例による。

(旅費の支給額の上限)

第30条 鉄道賃、船賃、航空賃及びその他の交通費(家族等移転費のうちこれらに相当する部分を含む。)に係る旅費(第17条第1項第1号に掲げる費用に係るものを除く。)の支給額は、第14条第1項各号、第15条第1項各号、第16条第1項各号及び第17条第1項各号(第

1号を除く。)に掲げる各費用について、当該各条及び第7条の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各費用ごとのいずれか少ない額を合計した額とする。

- 2 宿泊費、包括宿泊費、転居費、着後滞在費（宿泊手当に相当する部分を除く。）及び家族等移転費（宿泊手当に相当する部分を除く。）に係る旅費の支給額は、当該各種目について第18条、第19条、第22条、第23条及び第24条第1項並びに第7条の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各種目ごとのいずれか少ない額を合計した額とする。

(旅費の調整)

第31条 旅行者が本学以外のものから旅費の支給を受ける 場合その他この規程又は旅費に関する他の規程の規定による旅費を支給した場合は、不当に旅行の実費を超えて旅費を支給することとなる場合においては、その実費を超えることとなる部分の旅費について、旅費の全部又は一部を支給しないことができる。

- 2 前項のほか、予算上その他特別に必要な場合は、その全部又は一部を減額して支給することができる。
- 3 旅行者がこの規程又は旅費に関する他の取扱いの規定による旅費により旅行することが、当該旅行における特別の事情により、又は当該旅行の性質上困難であると理事長が認める場合は、別に定める旅費を支給することができる。

(旅費の特例)

第32条 職員について労働基準法（昭和22年法律第49号）第15条第3項若しくは第64条又は船員法（昭和22年法律第100号）第47条の規定に該当する事由がある場合において、この条例の規定による旅費の支給ができないとき又はこの規程の規定により支給する旅費が労働基準法第15条第3項若しくは第64条若しくは船員法第48条の規定による旅費若しくは費用に満たないときは、当該職員に対し、これらの規定による旅費若しくは費用に相当する金額又はその満たない部分に相当する金額を旅費として支給するものとする。

(旅費の返納)

第33条 支出命令者は、旅行者又は旅行役務提供者がこの規程に違反して旅費の支給又は旅費に相当する金額の支払を受けた場合には、当該旅費又は当該旅費に相当する金額を返納させなければならない。

- 2 旅行者がこの規程の規定に違反して旅費の支給を受けた場合には、支出命令者は、前項の規定による返納に代えて、当該支出命令者がその後においてその者に対し支出し、又は支払う給与又は旅費の額から、当該旅費に相当する金額を差し引くことができる。
- 3 前項に規定する給与の種類は、別に定める。

(その他)

第34条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和7年6月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。